

## エコマーク商品類型 No.136

### 「リユース製品 Version1.7」

### 認定基準書

#### —適用範囲—

- A. 取替え式防じんマスク用リユースろ過材および電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材（個別製品基準書-1）
- B. 中型自動車・大型自動車用エアクリナーエレメント（個別製品基準書-2）
- C. 電力量計 電気子メーター（個別製品基準書-3）

制 定 日            2006年 8月 20日  
最新改定日        2016年 4月 1日  
有 効 期 限        2021年 8月 31日

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## エコマーク商品類型 No.136 「リユース製品 Version1.7」 認定基準書

## A. 取替え式防じんマスク用リユースろ過材および

## 電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材（個別製品基準書-1）

(財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## 前文（認定基準書の構成）

本商品類型は、「基本基準書」と「個別製品基準書」から構成される（図 1）。「基本基準書」は、本商品類型の対象となりうるあらゆる製品を網羅するための認定基準項目を全て記載している。「個別製品基準書」は対象製品毎に作成し、特定の製品の認定に必要な項目を「基本基準書」から抜粋している部分と、製品毎の特徴を考慮して「個別製品基準書」において追加した部分とで構成される。

申込にあたっては対象製品の「個別製品基準書」のみを参照すれば良い。

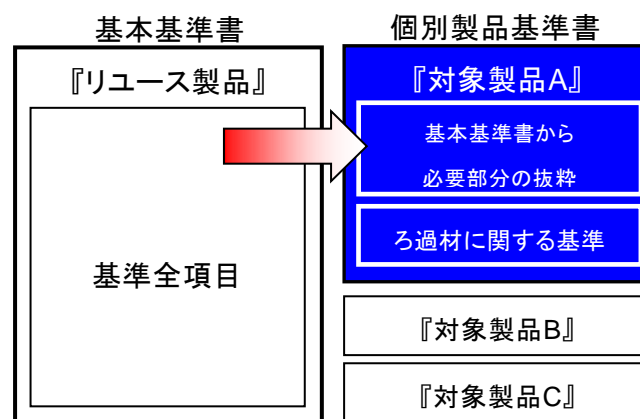


図 1 認定基準書の構成

## 1. 認定基準制定の目的

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年 6 月 2 日 法律第 110 号）は、製品などが廃棄物となることを抑制し、循環的利用と適正な処分を進めることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減した循環型社会の形成を目的としている。

またこの法律の中で、廃棄物処理の優先順位は、a.廃棄物となることの抑制（リデュース）、b.再使用（リユース）、c.再生利用（リサイクル）、d.熱回収、e.適正処分であることを定めている。

本商品類型は、リユースすることによってライフサイクルを通して環境負荷を低減する可能性の大きい製品と、それを提供するシステムをエコマーク認定し、循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

## 2. 適用範囲

本商品類型の適用範囲の一般要件と、具体的な対象製品を次のように定める。

<一般要件>

製品をリユースすることによってライフサイクルを通じて環境負荷を低減する可能性の大きい製品と、それを提供するシステムを対象とする（システムを通じてリユースされることが前提の新品を含む）。ただし、リユースされる製品自体が使用者の廃棄後に有価物として売買されることが一般的なもの（例えば古本、中古車など）はのぞく。要件として、

- a. 提供される製品・機能は、新品に準ずる機能を持っていること。
- b. 製品は、製造段階においてリユースされることを目的として設計されていること。
- c. 回収・リユースできるシステムを確立していること。

上記要件を満たす製品は、原則として本商品類型を適用する。すなわち、図 2 の外側の枠内に示す「リユース可能な製品」な製品と、内枠に示す「リユースされた」製品いずれも適用範囲となる。

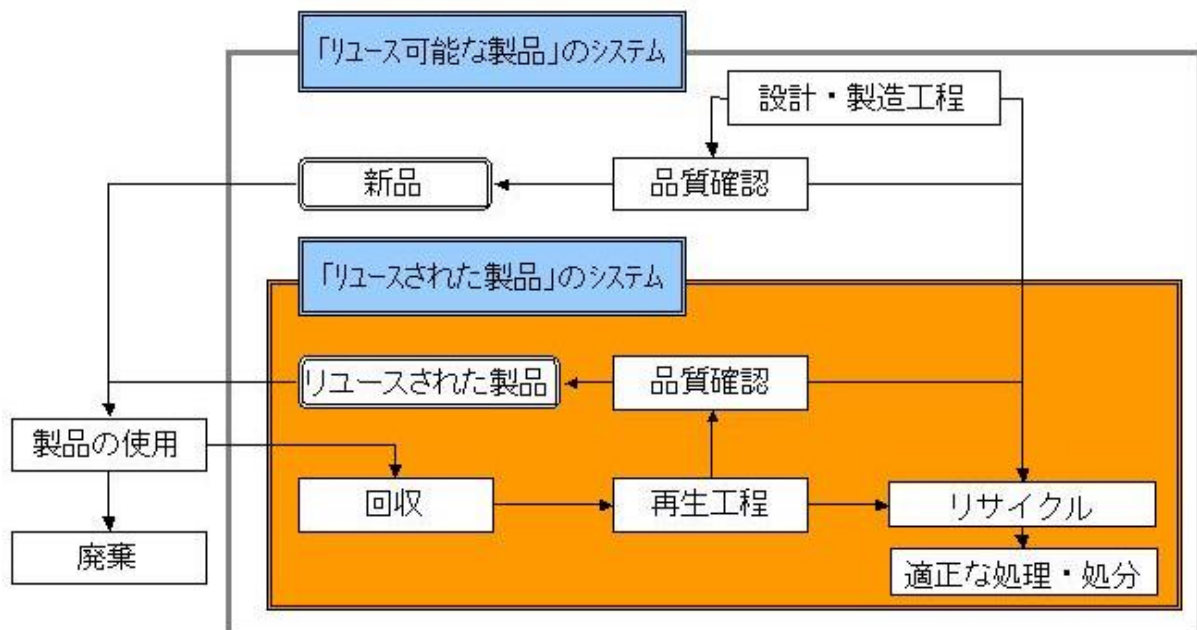


図 2 本商品類型の対象範囲

<具体的な対象製品>

- 1) 取替え式防じんマスク用リユースろ過材および電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材

JIS T8001 において定義される取替え式防じんマスクに使用されるろ過材および「電動ファン付き呼吸用保護具」に使用されるろ過材・フィルタ（以下「ろ過材」とする）であり、再使用可能な製品を対象とする。

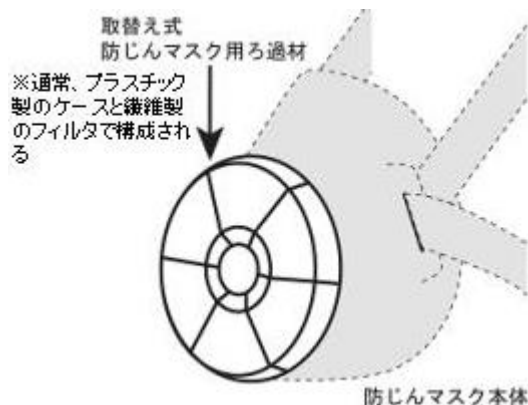


図 3-1 防じんマスクの概念図

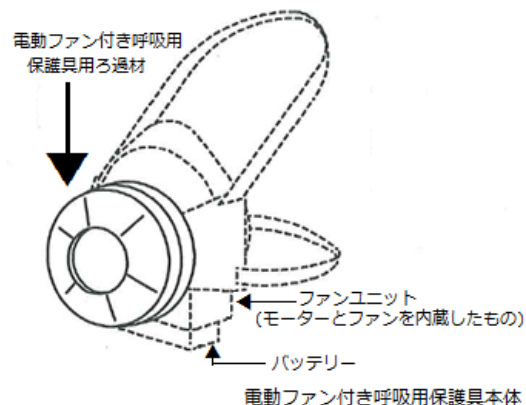
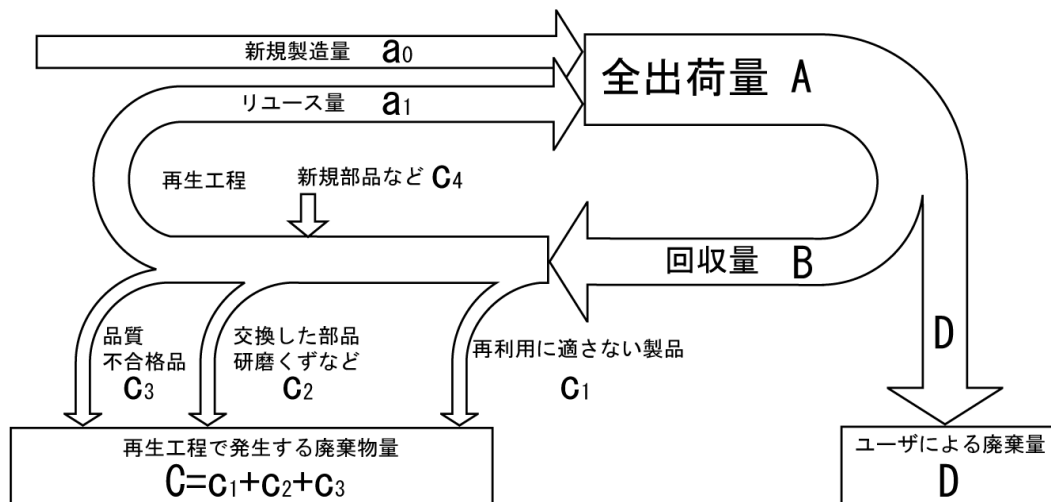


図 3-2 電動ファン付き呼吸用保護具の概念図

## 3. 用語の定義

回収率	1年間に販売された製品数（新品およびリユース品の合計数）のうち、リユースすることを目的として回収された使用済み製品数の比率を回収率とする（図 4）。
再使用（リユース）可能	「意図され、設計された製品又は包装の特性の一つ。ライフサイクルの中で意図どおりの目的のために何回かの使用ができる特性」であって、「使用済みの製品又は包装を回収し、再使用又は詰替えをするための仕組みが存在する」ことを指す。[JIS Q 14021:2000 に準拠]
再使用部品	一旦使用された製品から取り出され、成形加工をすることなく、必要に応じて洗浄・研削など適切な処置を施しつつ、部品として再使用されるもの。
再生工程	使用済み製品をリユースできるように洗浄、分解、軽微な研磨、部品交換、調整、品質確認を行い、出荷するまでの全ての工程を再生工程という。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
リユース	一旦使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施しつつ製品として再使用を図る。または、再使用可能な部品の利用を図る。
リユース回数	再生工程を経て再使用される回数。
リユース製品	使用済みとなった後に、再生工程を経て再使用できるように予め設計されている製品であり、中古品も含め、製品を再使用することによってライフサイクルを通じて環境負荷を低減する可能性の大きい製品（システムを通じて再使用されることが前提の新品を含む）。ただし、すでに市場メカニズムをもち運用されているものはのぞく。
リユース率	1年間に販売された製品数（新規製造量およびリユース量の合計数）のうち、再生工程を経て出荷される製品数の比率をリユース率という（図 4）。



$$\text{回収率 (\%)} = \text{回収量 (B)} \div \text{全出荷量 (A)} \times 100$$

$$\text{リユース率 (\%)} = \text{リユース量 (a}_1\text{)} \div \text{全出荷量 (A)} \times 100$$

図 4 回収率・リユース率の考え方

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

以下に示す「4-1-1.共通基準」と「4-1-2.材料に関する基準」は、本商品類型の対象となりうるあらゆる製品を前提に全項目を記載している。各対象製品が満たすべき基準は、個別製品基準書を参照すること。

##### 4-1-1. 共通基準

(1) 製品は、リユースすることを前提として強度や構造の設計が行われていること。

###### 【証明方法】

リユースすることを前提として強度や構造の設計が行われていることを、付属証明書への記載により宣言すること。

(2) 使用済み製品を回収し、リユースするために、洗浄、部品交換、整備などを実施したのち、リユースできる製品を再び出荷するシステムを備えていること。

###### 【証明方法】

次に示した内容を説明する文書を提出すること。

- ①使用済み製品の回収ルート
- ②再生工程全体の説明

(3) 使用済み製品の回収率、リユース率について、表 1 において製品ごとに定める数値を満たしていること。

運用実績がない製品に関しては、計画値とする。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率およびリユース率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込

者はそれに協力しなければならない。

**【証明方法】**

申込商品の特定期間（個別製品基準書に定める）における総出荷量、新品出荷量、リユース品出荷量、回収量の実績について報告し、回収率やリユース率が、表 1 の数値以上であることを示すこと。

製品の販売後の経過期間が製品寿命よりも短いため使用済み製品が少なく、回収率およびリユース率の実績が報告できない製品では、計画値を示すこと。

**表 1 4-1-1.(3)、(4)に規定する数値**

対象製品	回収率	リユース率	再使用部品の比率
1)取替え式防じんマスク用リユースろ過材および電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材	25%以上	22%以上	99%以上

- (4) 再生工程において部品交換を実施する必要がある製品では、最大限の部品交換を行ったとき（理論値）の製品全重量／個に対する再使用部品の重量比率が、表 1 において製品ごとに定める数値を満たしていること。

**【証明方法】**

再生工程において部品交換を行う製品は、製品全体の重量を 100%として、設計上、交換する部品点数が最大となったときの再使用部品の重量比率(%)を示すこと。

- (5) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧

- 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
- 3) 記録文書の保管について定めたもの
- 4) 再発防止策(今後の予防策)
- 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (6) 利用者と再生事業者間の製品の輸送に使用する容器や梱包資材は、繰り返し利用できる工夫がなされていること。ただし、製品の破損、汚損防止、衛生状態の確保、使用済み製品とリユース品の区別などを目的とした包装、ラベルなどについては本項目を適用しない。

**【証明方法】**

利用者と再生事業者間の製品の輸送に使用する容器や梱包資材の材料や構造などを確認することができる資料を提出すること。

- (7) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ここで、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

**【証明方法】**

ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (8) 製品の包装、同梱される取扱説明書などの書面、カタログ、ホームページのいずれかに、次の項目を利用者が見やすいように記載していること。

- 新品を含め、全ての製品について情報提供を行う項目
  - a. 問い合わせ先
  - b. 利用者が使用済み製品を返却する際の使用済み製品の回収方法
  - c. リユース可能な製品であること
  - d. 再生工程の実施内容
- 実際にリユースされた製品について情報提供を行う項目
  - (a.~d.に加えて)
  - e. リユース品であること
  - f. 再生工程において品質検査に合格した製品であること (合格証など)

**【証明方法】**

表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書を提出すること。

- (9) 製品にハロゲン系化合物（撥水剤および撥油剤を除く）の使用がないこと。ただし、リユース率が70%以上の製品は本項目を適用しない。

**【証明方法】**

申込商品が本基準項目に適合するかどうかを付属証明書に記載し、適合除外要件に該当する場合はリユース率を明記すること。

- (10) 製品の処方構成成分としてカドミウム (Cd)、鉛 (Pb)、六価クロム (Cr<sup>6+</sup>)、水銀 (Hg) およびそれらの化合物を添加しないこと。

**【証明方法】**

製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加されていないことを付属証明書への記載により宣言すること。

- (11) ろ過材に撥水剤および撥油剤を使用する場合、撥水剤および撥油剤の処方構成成分としてパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) およびパーフルオロオクタン酸 (PFOA) を添加しないこと。

**【証明方法】**

撥水剤および撥油剤の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加されていないことを付属証明書への記載により宣言すること。

#### 4-1-2. 材料に関する基準と証明方法

材料に関する基準は適用しない。

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (12) 取替え式防じんマスク用リユースろ過材は、新品およびリユース品が、「防じんマスクの規格 (昭和 63 年 3 月 30 日 労働省告示第 19 号)」、および「防じんマスクの選択、使用等について (平成 17 年 2 月 7 日 基発第 0207006 号)」に適合していること。電動ファン付き呼吸用保護具用リユースろ過材は、新品およびリユース品が、「電動ファン付き呼吸用保護具の規格 (平成 26 年 11 月 28 日 労働省告示第 455 号)」に適合していること。また、申込者は新品とリユースされた製品の品質確認を行うこと。

第三者がリユース製品をエコマーク申込する場合、リユース品の品質保証やクレーム対応については、リユースするための再生工程を行った事業者が行うこと。

**【証明方法】**

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。または、製造段階および再生工程における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、証明書を提出すること。

また、申込者は製品の品質確認の工程 (チェック項目など) を説明する資料を提出すること。

第三者がリユースを行う場合には、品質保証やクレーム対応の方法を説明する書類を提出すること。

#### 5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分 (申込単位) は、「2. 適用範囲」に示す製品種類毎とする。

- (2) 製品製造者以外の第三者が製品をリユースする場合で、オリジナル製品にエコマーク



が貼付されている場合は、これを削除し、申込者が受けた認定に基づいてエコマークを表示すること。

- (3) マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011年3月1日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示(Bタイプの表示)を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、矩形枠で囲むものとする。



(株) ××× (エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号  
第○○○○○○○○号(数字のみでも可)

- (4) 申込者が製品製造者以外の第三者である場合、提供するリユース製品について、申込者はクレーム対応と品質確保をしなくてはならない。

---

2006年8月20日	制定 (Version1.0)
2006年12月21日	改定 (4-1.(9)、(11) Version1.1)
2008年6月9日	改定 (Version1.2)
2008年8月21日	改定 (4-1.(5) Version1.3)
2009年4月28日	有効期限の延長 (2011年8月16日より2016年8月31日へ)
2010年3月20日	改定 (Version1.4)
2011年3月1日	改定 (5.(3) マーク表示 Version1.5)
2012年7月13日	改定 (5.(4)(6)削除(番号繰り上げ) マーク表示 Version1.6)
2015年4月1日	有効期限の延長
2016年4月1日	改定 (A.適用範囲の追加 Version1.7)
2021年8月31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。